

◇ 遺産分割のやり直し

Q : 昨年父が亡くなり、財産を母と兄と私で分けました。兄が母の面倒をみるからといたので、それを真に受け、兄にほとんどの財産を相続させましたが、全く母の面倒をみませんので遺産分割のやり直しをしようと思っています。この場合、相続税の取り扱いはどうなりますか？

A : 原則として、遺産分割のやり直しは認められず、やり直しをした場合には贈与税の課税関係が生じることになります。

【解説】

民法では、遺産分割の効力において「遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる」と規定しており、遺産分割がまともなれば、相続開始時に分割が決まっていたものとして取扱われますが、実際には、すでに分割協議が終わり、分割が成立しているものについて、相続人全員が合意解除して、遺産分割協議のやり直しを行うといった場合があります。民法上は、こうした分割のやり直しを行っても特に問題ないのですが、税務では、分割のやり直しを認めていませんので注意しなければなりません。

税務では、遺産分割のやり直しが行われたときは、財産の新たな移転があったものとみて贈与税が課せられることになっていますので安易に分割のやり直しをすると後でびっくりするほどの贈与税がかかる場合がありますので注意してください。ただし、遺産分割が不正に行われた場合などで、裁判所が分割のやり直しを認めたような場合は除かれます。

